

令和7年度 社会福祉施設監査 実施結果（文書指摘）

※保育所及び認定こども園を除く。

No.	監査実施年月日	法人名	施設名	施設区分	指摘事項	指摘内容・根拠法令
1	令和7年6月4日	社会福祉法人 創世福祉事業 団	エデンの園	軽費老人ホーム	職員の配置の基準	常勤の看護職員が配置されていないことを確認した。常勤の者を1名以上配置する必要があるため改めること。 前回は同様の指摘をしているため、確実に改めること。 【根拠】「福島市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」附則第14項第4号、第21項
2	令和7年6月11日	社会福祉法人 福島県社会福 祉事業団	飯坂ホーム	特別養護老人ホーム	勤務体制の確保	令和6年4月1日より、認知症介護基礎研修の受講が義務付けられたが、介護福祉士資格のない介護職員12名の介護職員初任者研修等修了書が確認されなかった。なお、確認のため、12名全員の研修修了書等の写しを提出すること。 介護職員初任者研修等の修了者でない介護職員に対しては、認知症介護基礎研修を受講させるための措置を速やかに講じること。なお、受講済みの場合は、受講修了書の写しを提出すること。 【根拠】福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第29条第3項
3	令和7年10月1日	社会福祉法人 ぽっぽ会	あお鳩の杜 福島北矢野目	特別養護老人ホーム	勤務体制の確保	ユニット型においては、勤務体制を定めるに当たって、下記に定める職員配置をしなければならないが、令和7年6月勤務表【実績】においては、2ユニットで1人の介護職員の勤務割が5日あったこと、また、各ユニットごとのユニットリーダーの配置となっていないことを確認したため、1ユニットで日中1人以上の職員及びユニットごとに指導的役割を果たせるユニットリーダーを配置すること。 ①昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ②ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 【根拠】福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第52条
4	令和7年10月1日	社会福祉法人 ぽっぽ会	あお鳩の杜 福島北矢野目	特別養護老人ホーム	職員の配置の基準	看護職員について、入所者の数が50を超えて130を超えない指定介護老人施設にあたっては、常勤換算方法で3以上確保する必要があるが、令和7年2月の時点で基準の員数を満たしていないことを確認したので改めること。 【根拠】福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条
5	令和7年10月1日	社会福祉法人 ぽっぽ会	あお鳩の杜 福島北矢野目	特別養護老人ホーム	職員の配置の基準	生活相談員については、現状では管理者および介護支援専門員がそれぞれ兼務となっている。別項の文書指摘により介護支援専門員の兼務を外すことにより、生活相談員は兼務をしている管理者のみになるが、生活相談員が他の職務に従事できる要件は、1人以上の生活相談員を配置している場合である。したがって、常勤の生活相談員を1人以上の配置をすること。 【根拠】福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条
6	令和7年10月1日	社会福祉法人 ぽっぽ会	あお鳩の杜 福島北矢野目	特別養護老人ホーム	職員の配置の基準	介護支援専門員については、専従・常勤のものを1人以上配置し、入所者の処遇に支障がない場合は当施設の他の職務にも従事できるが、監査において「入所の処遇に支障がない」と判断できる状態ではなかったため、介護専門支援員については当該業務に専念させるよう改めること。 【根拠】福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条